

阿賀野市選挙管理委員会告示第 15 号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における阿賀野市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される公職選挙法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

令和5年3月31日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

期日前投票所	期日前投票所 を設けた場所	設 置 期 間
阿賀野市役所本庁 期日前投票所	阿賀野市役所本庁 1階 多目的ホール	4月1日（土）から 4月8日（土）まで
阿賀野市安田交流センター 期日前投票所	阿賀野市安田交流センター 1階 多目的ホール	
阿賀野市保健福祉センター 京和荘期日前投票所	阿賀野市保健福祉センター 京和荘 1階 多目的ホール	
阿賀野市役所笹神支所 期日前投票所	阿賀野市役所笹神支所 2階 ホール	

※ 時間：午前8時30分から午後8時まで